

明るい町づくりへの声



口を揃えて「皆さんが、町に対して考えていることや望んでいること、不便に感じていることなどを投稿していただく」「明るい町づくりへの声」。

ステーションを

きれいに！

問

私はゴミステーションの近くに住んでおります。生ゴミ、粗大ゴミを回収日に限らず出す人が多く、そのゴミを犬、

答

ネコが食い荒らしステーションの付近はゴミだらけです。犬はつないでおく事。ゴミ（粗大ゴミを含む）は指定日に出す。等取り締まっていたら大きくお願い申し上げます。ゴミステーションは、ゴミ捨て場所ではありません。」

ゴミステーションは、可燃ゴミ、不燃ゴミ合わせて16箇所が設置されています。ゴミステーションは、地区の皆さまが利用する施設であることから設置場所・維持管理を地区において利用者の皆さまが協議し、ルールを守り、きれいに利用していただくようご協力をお願いいたします。町としても「ゴミステーションの利用・犬の放し飼いや」といって、ルールを守っていただくよう広報紙等により、周知を図ってまいります。

住民の皆さまには、町の美化のため、「ご理解ご協力をお願いいたします。」

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です



千葉県では毎年11月を標記の強化月間として、動物の正しい飼い方の普及・啓蒙に努めています。

このため、次のことに注意して動物を適正に飼育しましょう。

- ① 飼い犬の放し飼い禁止されています。
 - ② 猫は屋内で飼いまじょう。
 - ③ 動物を飼えなくなった場合、新しい飼い主を探してください。動物を野に放すことは絶対にしてはなりません。
- お問い合わせ
香取健康福祉センター（保健所） ☎ 9161
千葉県動物愛護センター
☎ 0476935711

防犯パトロールを

実施しています

町内で盗難等の犯罪が多発しているため、町では夜間に職員が定期的に防犯パトロールを実施しています。

町民の皆さまも日頃から防犯意識を持っていただき、地域ぐるみで防犯対策に努めましょう。



青い光を放ちながら町内をパトロールする防犯車

12/4 ~ 10

第59回人権週間

「育てよう一人一人の人権意識」

人権は、だれもが「幸福な生活を送る権利」を持っています。香取人権擁護委員協議会と千葉地方法務局香取支局では、人権週間にちなみ、次のとおり特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

日時 12月7日(金)
13:30 ~ 15:30

場所 役場1階小会議室
相談内容 いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど
相談員 人権擁護委員
お問い合わせ 町民課住民係 ☎ 2111